

# 第1回策定委員会補足資料

## 1. 広島圏域の将来都市構造設定

[ 広島圏域都市計画マスタープラン（令和3年3月:広島県） ]

## 2. 熊野町の将来都市構造設定

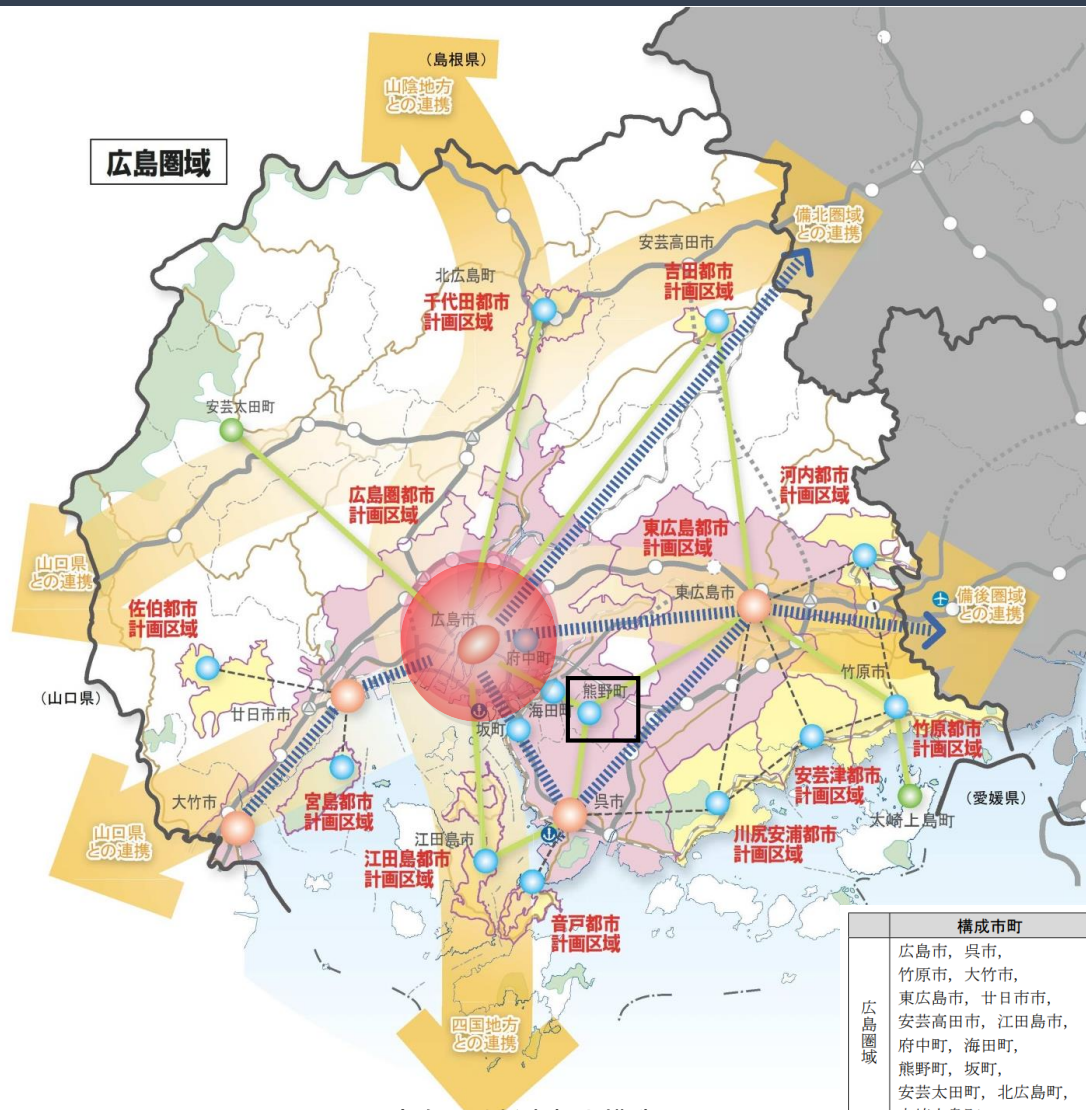
## 3. 熊野町の公共交通ネットワーク（現状）

## 4. 熊野町の将来公共交通ネットワークのイメージ

## 5. 立地適正化計画の概要（補足：計画記載事項）

## 6. 参考：熊野町の都市計画

# (1) 広島圏域の将来都市構造設定



■ 広島圏域将来都市構造図

拠 点	中枢拠点 中核拠点 (核)	
	広域拠点	
	地域拠点 都市計画区域	
	都市計画区域外	

中四国地域連携軸			
広域連携軸			
都市間連携軸			
地域間連携軸			
ゾ ン	都市ゾーン (都市計画区域)	線引き	
		非線引き	
	自然環境 保全ゾーン (国立公園等)	陸域	
		海域	

	構成市町
広島圏域	広島市, 呉市,
	竹原市, 大竹市,
	東広島市, 廿日市市,
	安芸高田市, 江田島市,
	府中町, 海田町,
	熊野町, 坂町,
	安芸太田町, 北広島町,
	大崎上島町

	整備 済み	整備 予定
高規格幹線道路等		
国 道		
鉄 道		
空 港		
重 要 港 湾		

地域拠点 都市	地域拠点を含む市街地	<ul style="list-style-type: none"> <li>線引き都市計画区域の市街化区域 (府中町, 海田町, 熊野町, 坂町)</li> <li>非線引き都市計画区域の用途地域 (竹原, 安芸津, 川尻安浦, 江田島, 千代田, 吉田, 河内, 佐伯)</li> <li>安芸太田町, 大崎上島町, 旧宮島町, 旧音戸町の市街地</li> </ul>
	地域拠点: 都市機能の集積を推進し, 中枢拠点, 広域拠点による都市機能の補完を受けつつも, 一定程度の独立性を持つ拠点	

資料: 広島圏域都市計画マスタープラン (令和3年3月) 広島県

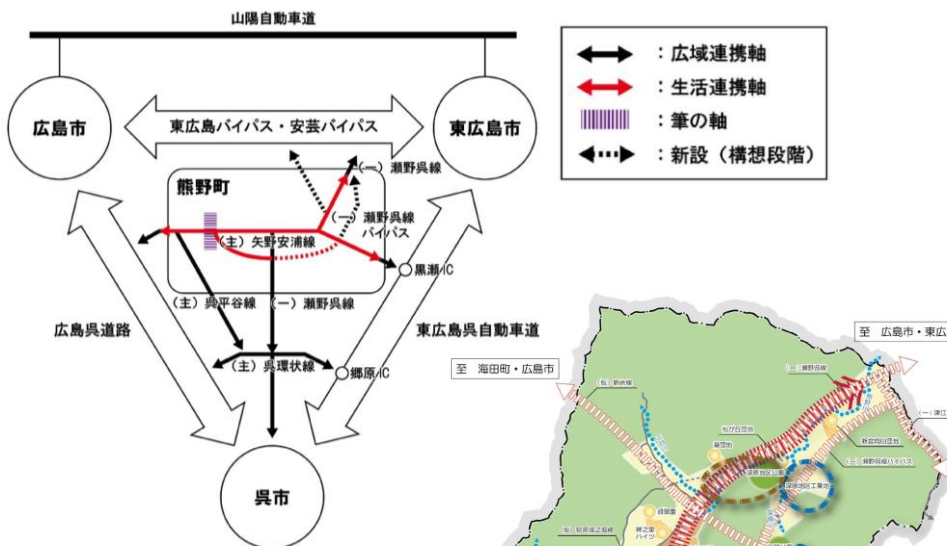
## (2) 熊野町の将来都市構造設定

**広域連携軸** | 広島市・呉市・東広島市等の主要都市との連携を支える(主)矢野安浦線、(主)呉平谷線、(一)瀬野呉線、(主)矢野安浦線バイパス、(一)瀬野呉線バイパスを「広域連携軸」と位置づけ。広域交通の強化を図り、周辺地域との都市機能の連携を推進。

**生活連携軸** | 本町の都市軸である(主)矢野安浦線、(一)瀬野呉線を「生活連携軸」を位置づけ。これまでに培われてきた市街地空間を基調として都市機能の充実を図るとともに、相互を連絡する道路強化により厚みのある都市空間の育成を図る。

**筆の軸** | 筆の里工房から中心市街地を通り、良好な自然緑地をつなぐ軸を「筆の軸」として位置づけ・熊野筆の歴史や文化を体験できるみちづくりを図る。

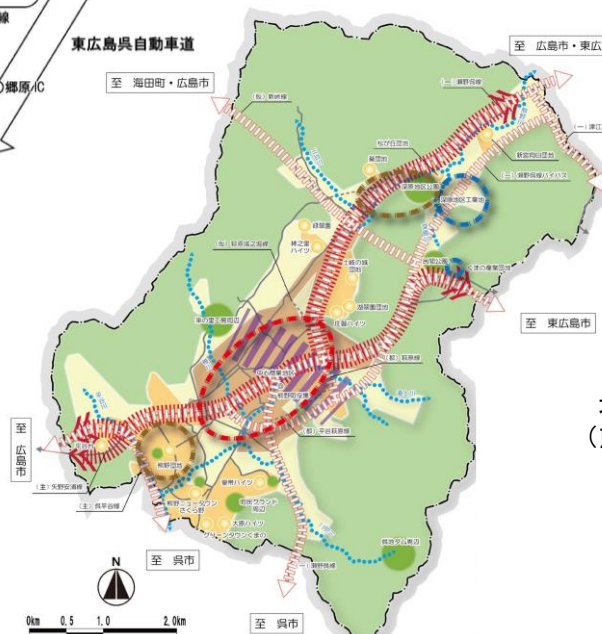
【熊野町都市計画マスタープラン】  
⇒58頁～62頁



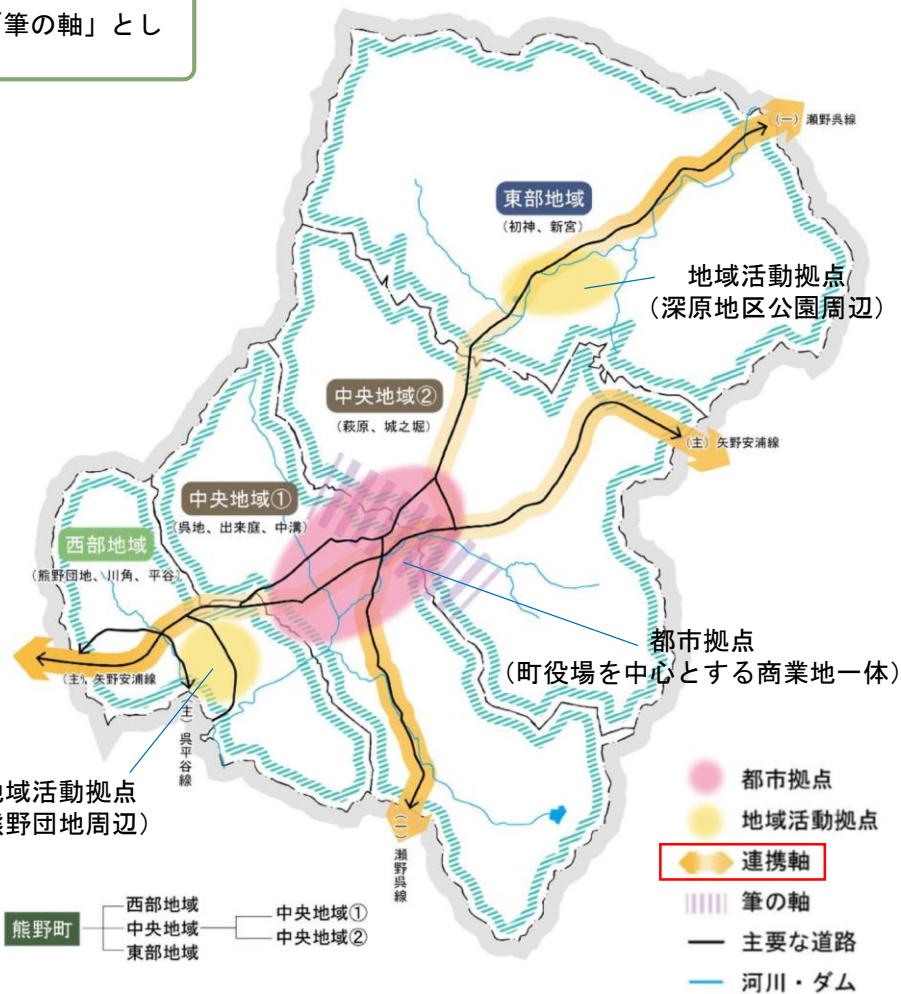
■ 軸の設定

将来都市構造図 凡例

区分	種別
	都市計画区域(町全域)
	都市拠点
	地域活動拠点
	産業拠点
	みどり・文化の拠点
	主要な住宅団地
	広域連携軸
	生活連携軸
	筆の軸
	水系
	山なみゾーン
	田園集落ゾーン
	住工芸共生ゾーン
	住環境保全ゾーン



■ 熊野町の将来都市構造図



■ 地域区分と拠点・連携軸の位置



### (3) 熊野町の公共交通ネットワーク(現状)

注：令和3年3月時点

#### 系統番号5 阿戸線

注) 阿戸町の阿戸学校から広電熊野営業所までのバス路線である阿戸線は、長年、広島電鉄株式会社によって運行を行っていましたが、令和4年10月1日より朝日交通株式会社に運行が引き継がれている。

#### 系統番号3 広島国際大学線

令和3年3月12日 廃止

#### 凡例

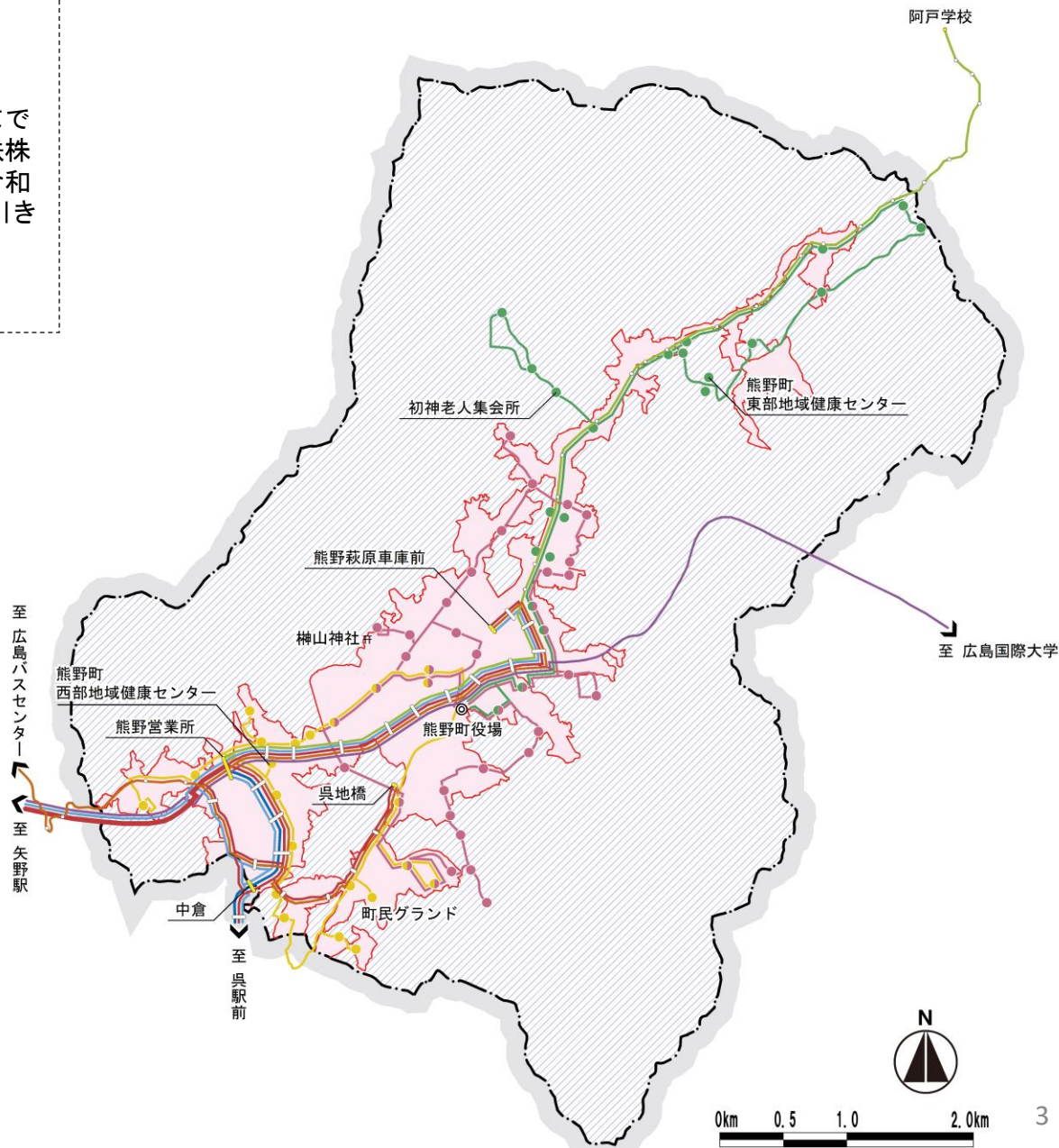
区分	種別
	市街化区域
	市街化調整区域
	都市計画区域(町全域)

#### バス路線凡例

筆の里・熊野町 おでかけ号		
ルート	停留所	運行地域
		東部地域
		中央地域
		西部地域

路線バス	
	系統番号3 (矢野駅前・済生会広島病院前 ~ 熊野営業所等)
	系統番号3 (矢野駅前 ~ 広島国際大学)
	系統番号5 (熊野営業所 ~ 阿戸学校)
	系統番号21 (呉駅前 ~ 熊野営業所等)
	系統番号40 (広島バスセンター ~ 熊野萩原車庫前等)
	系統番号41, 42 (広島バスセンター ~ 熊野萩原車庫前等)
	始発・終着バス停
	バス停



## (4) 熊野町の公共交通ネットワークの将来イメージ

### 公共交通の未来絵図

- 熊野町が目指す公共交通の未来絵図は、立地適正化計画との整合を図りながら図のようなイメージで描いていきます。

↔ 公共交通幹線軸

▶▶▶ 町内移動網

◎ 交通結節点・地域拠点

— 道路（既存）

- - 道路（新設（構想段階））

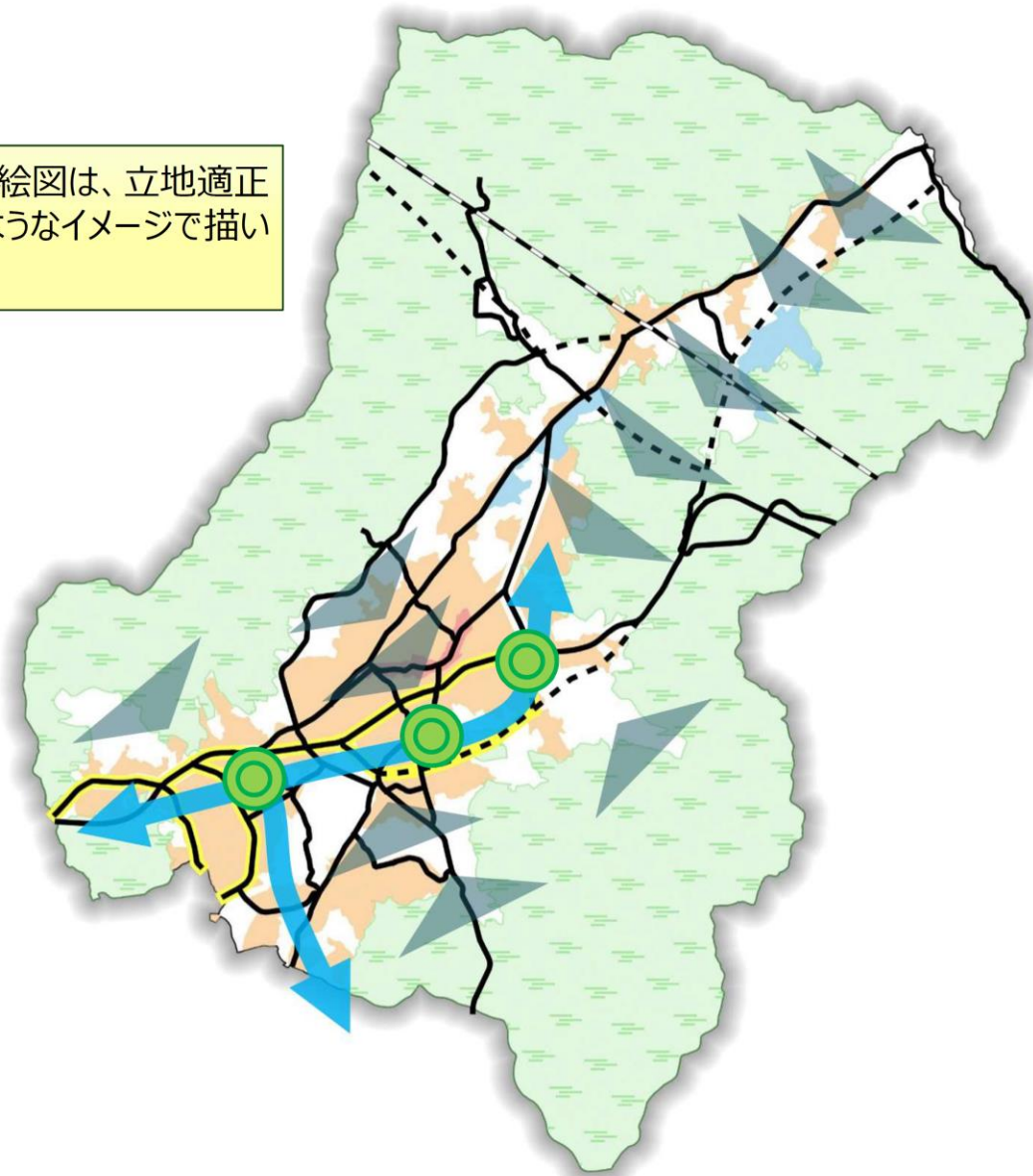
— 都市計画決定道路

■ 商業系地域

■ 工業地域（準工業地域）

■ 住居地域

■ 山地





## (5) 立地適正化計画の概要（補足-計画記載事項）

### [立地適正化計画で定める事項]

#### 【都市再生特別措置法第81条第2項】

立地適正化計画には、その区域を記載①するほか、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。

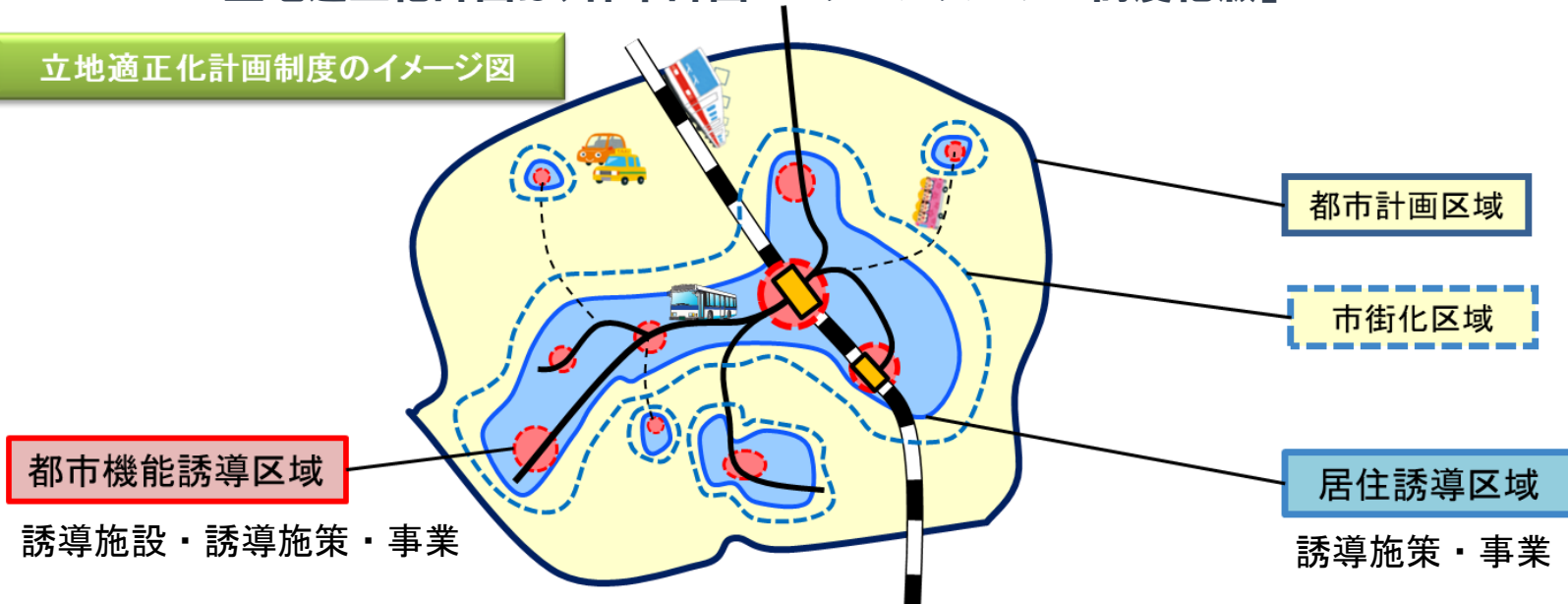
- 一 住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針②
- 二 都市の居住者の居住を誘導すべき区域（以下「居住誘導区域」という。）③及び居住環境の向上、公共交通の確保その他の当該居住誘導区域に都市の居住者の居住を誘導するために市町村が講ずべき施策④に関する事項
- 三 都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域（以下「都市機能誘導区域」という。）⑤及び当該都市機能誘導区域ごとにその立地を誘導すべき都市機能増進施設（以下「誘導施設」という。）⑥並びに必要な土地の確保、費用の補助その他の当該都市機能誘導区域に当該誘導施設の立地を誘導するために市町村が講ずべき施策⑦に関する事項（次号に掲げるものを除く。）
- 四 都市機能誘導区域に誘導施設の立地を図るために必要な次に掲げる事業等⑧に関する事項
  - イ 誘導施設の整備に関する事業
  - ロ イに掲げる事業の施行に関連して必要となる公共公益施設の整備に関する事業、市街地再開発事業、土地区画整理事業その他国土交通省令で定める事業
  - ハ イ又はロに掲げる事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事務又は事業
- 五 居住誘導区域にあっては住宅の、都市機能誘導区域にあっては誘導施設の立地及び立地の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針（以下この条において「防災指針」という。）⑨に関する事項
- 六 第二号若しくは第三号の施策、第四号の事業等又は防災指針に基づく取組の推進に関連して必要な事項⑩
- 七 前各号に掲げるもののほか、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るために必要な事項

- |    |  |
|----|--|
| ➡① | 計画の区域                                    |
| ➡② | 基本的な方針                                   |
| ➡③ | 居住誘導区域                                   |
| ④  | 誘導施策                                     |
| ➡⑤ | 都市機能誘導区域                                 |
| ⑥  | 誘導施設                                     |
| ⑦  | 誘導施策                                     |
| ➡⑧ | 誘導施設の立地を図るための事業等がある場合、必要に応じて誘導施策の一部として記載 |
| ➡⑨ | 防災指針                                     |
| ➡⑩ | 定量的な目標<br>評価方法等                          |

## (5) 立地適正化計画の概要（補足-計画記載事項）

立地適正化計画は、都市計画マスタープランの「高度化版」

立地適正化計画制度のイメージ図



計画に記載する事項

都市再生特別措置法第81条第2項

- ・ 立地適正化計画の区域
- ・ 立地適正化に関する基本的な方針
- ・ 居住誘導区域・誘導施策
- ・ 都市機能誘導区域・誘導施設・誘導施策
- ・ 防災指針
- ・ 定量的な目標・評価方法

## (5) 立地適正化計画の概要(補足-計画記載事項)

参考資料：都市計画運用指針(国交省R2.9第11版)  
国土交通省資料

### 計画期間の考え方

- ・ 居住の誘導は短時間で実現するものではなく、計画的な時間軸の中で進めていくべき。
- ・ 一つの将来像として、おおむね20年後の姿を展望することが考えられるが、あわせてその先の将来を考慮することが必要

### 立地の適正化に関する基本的な方針

- ・ 都市の現状の把握・分析を行い課題を整理
  - ・ 中長期的に都市の生活を支えることが可能となるようなまちづくりの理念や目標、目指すべき都市像を設定
  - ・ その実現のための主要課題を整理し、一定の人口密度の維持や生活サービス機能の計画的配置及び公共交通の充実のための施策を実現するうえでの基本的な方向性を記載
- 熊野町都市計画マスタープランでは、将来都市像・将来都市構造、まちづくりの目標等を定めている。立地適正化計画では、居住・都市機能・公共交通等に特化して、その配置や施策の方向性について具体的に定める。



### 都市機能誘導区域

- ・医療・福祉・商業等の都市機能を中心拠点等に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域

### 誘導施設（都市機能増進施設）

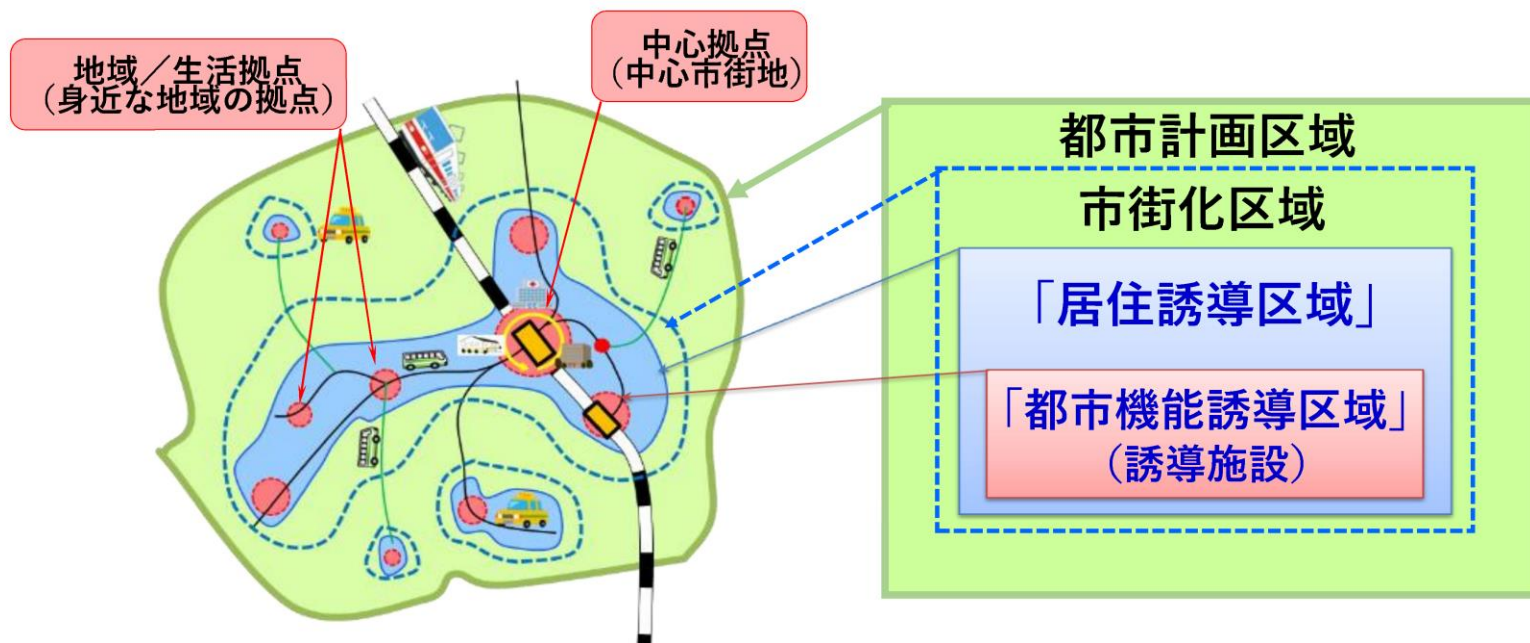
- ・都市機能誘導区域内において定められるもので、同区域内や都市全体における現在の年齢別の人口構成や将来人口推計、施設の充足状況や配置を勘案し、必要な施設を定める。
- ・居住者の共同の福祉や利便の向上を図るという観点から以下の施設が想定される。
  - 病院・診療所等の医療施設、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、地域包括支援センターその他高齢化の中で必要性の高まる施設
  - 子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設
  - 集客力があり、まちの賑わいを生み出す図書館、博物館等の文化施設、市役所支所等の行政施設 など

## (5) 立地適正化計画の概要（補足-計画記載事項）

参考資料：都市計画運用指針（国交省R2.9第11版）  
国土交通省資料

### 居住誘導区域

- ・人口減少下にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域



「立地適正化計画」のイメージ図（出典：国土交通省ホームページ、立地適正化計画の手引き）

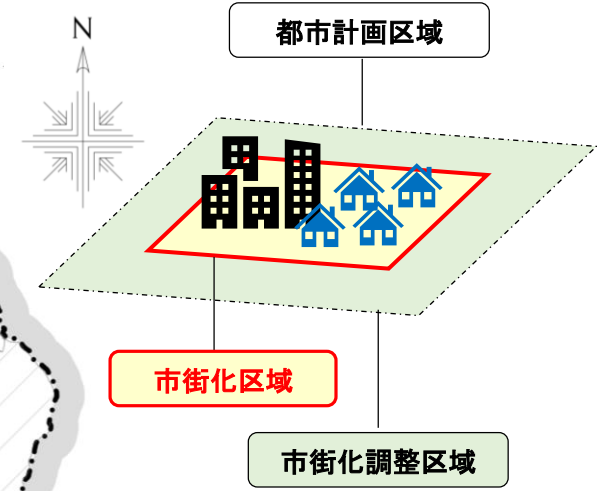
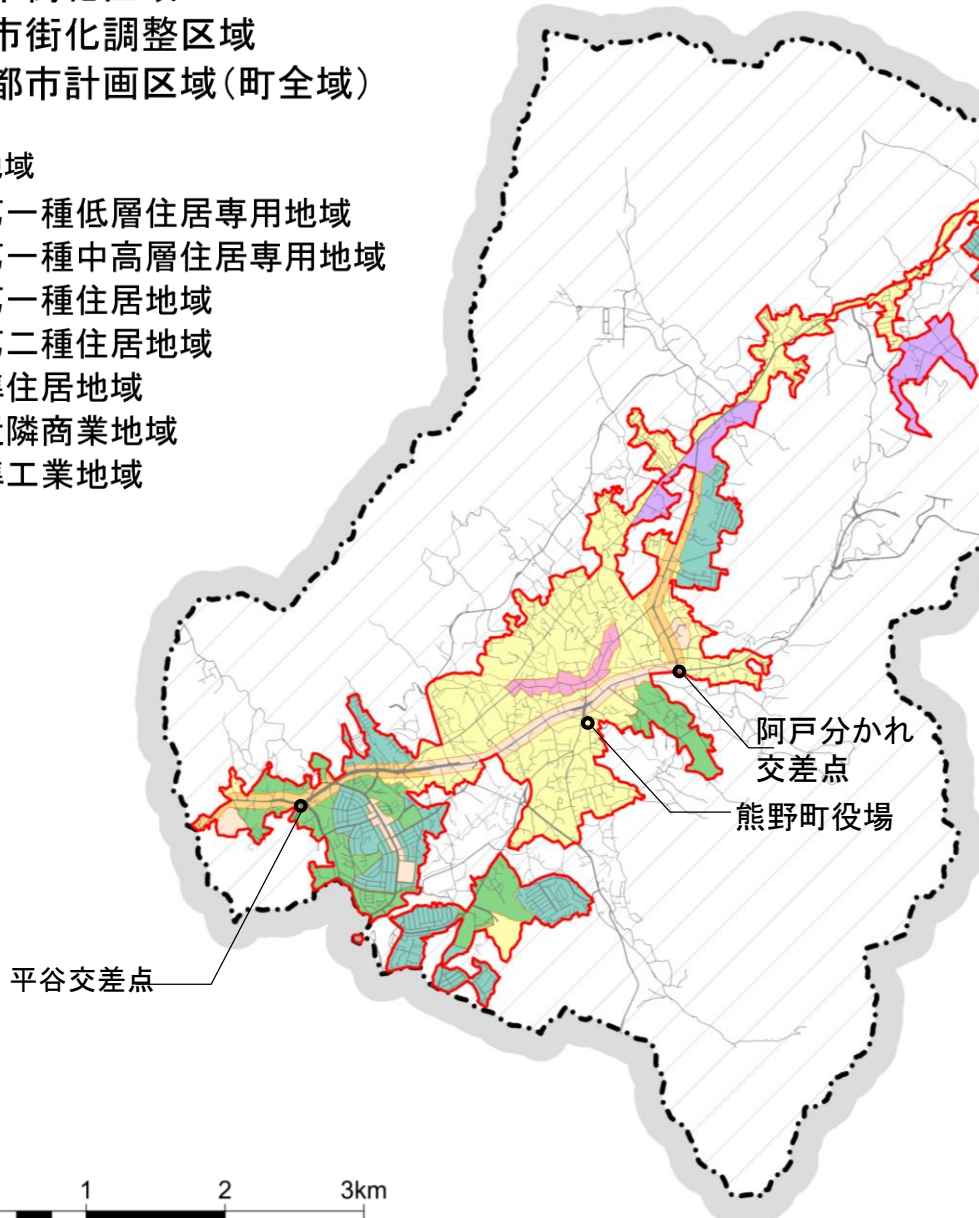
- 居住誘導区域は都市計画で定める市街化区域の内側に設定される。  
（緩やかな誘導を図るものであり、居住を規制するものではない）
- 居住誘導区域の内側に都市機能誘導区域が設定される。

## (6) 参考:熊野町の都市計画

- 市街化区域
- 市街化調整区域
- 都市計画区域(町全域)

### 用途地域

- 第一種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 準工業地域



### 市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として、積極的に開発・整備する区域。具体的には、すでに市街地を形成している区域、及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいう。

### 市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。

### 都市計画区域

一体の都市として計画的に整備・開発・保全を進める区域。市街化区域+市街化調整区域。  
(=立地適正化計画の区域。)

